

# 千葉都市計画事業検見川・稲毛地区土地区画整理審議会 の会議の傍聴に関する要綱

千葉都市計画事業検見川・稲毛地区土地区画整理審議会の会議の傍聴に関する要綱を次のように制定する。

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉都市計画事業検見川・稲毛地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (傍聴席に入ることができない者)

第2条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

## (傍聴人の決定)

第3条 審議会は、傍聴人を会議の当日に先着順により決定する。

- 2 審議会は、傍聴人に対し傍聴要領（別記様式）を配布するものとする。

## (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、会場等の規模を勘案し、その都度決定するものとする。

## (傍聴席の指定)

第5条 傍聴人は、あらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴するものとする。

## 付 則

この要綱は、平成13年2月8日から適用する。

別記様式

## 傍 聴 要 領

千葉都市計画事業

検見川・稲毛地区土地区画整理審議会

### 1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないでください。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会議の支障となる行為はしないでください。

### 3 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。